

みどりのモデル地区を指定しました

指定地区では区の緑化制度をより効果的に利用できます

みどりのモデル地区は、新宿区みどりの条例第24条に基づき、みどりの保護・育成を進めるために指定するものです。今回、2月1日～27年3月31日の5年間を指定期間として、「屋上緑化等推進モデル地区」「みどりの推進モデル地区」を指定しました。モデル地区では、現在区で実施している緑化制度を拡充して適用し、緑化を推進していきます。

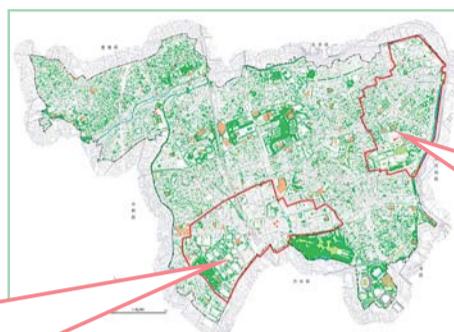
【問合せ】みどり公園課みどりの係（本庁舎7階）☎(5273)3924へ。

屋上緑化等推進モデル地区

新宿駅の周辺地域



► 商業地域等の業務地域で、「屋上緑化」「壁面緑化」「街路灯の草花緑化」を推進する地区です。新宿駅の周辺地域をモデル地区に指定しました。



みどりの推進モデル地区

筍筒地域



► 緑被率（土地が緑で被われた割合）が区内の他の地区に比べて低いため、新しく緑化の推進を図る地区です。「高木と生け垣による緑化」「地域の草花緑化」を推進します。筍筒地域をモデル地区に指定しました。

拡充する緑化制度

緑化計画書制度

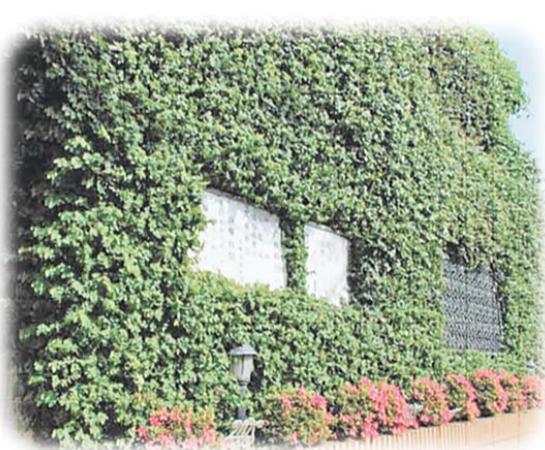
区では、250m²以上の敷地に建築行為等を行うとき、新宿区みどりの条例に定める規模の緑化を義務付けています。

モデル地区では、屋上緑化か壁面緑化を行った場合、緑化する長さと面積を1.3倍に割り増して算定することで、環境改善効果の高い緑化の推進を図ります。

屋上等緑化助成制度

自宅や事業所の屋上や壁面を緑化するとき、その工事費の一部を区が助成しています（写真右）。

モデル地区では、助成単価と上限額を引き上げます（下表）。また、通常は屋上等緑化助成の対象とならない緑化計画書（敷地1,000m²以上）の基準以上の内容の緑化にも助成します。



屋上等緑化助成額

区分	モデル地区	モデル地区以外
屋上緑化（土厚30cm以上）	1m ² に付き40,000円	1m ² に付き30,000円
屋上緑化（土厚30cm未満）	1m ² に付き25,000円	1m ² に付き15,000円
壁面緑化	1m ² に付き10,000円	1m ² に付き5,000円
上限額（屋上）	50万円	30万円
上限額（壁面）	20万円	10万円

※いずれも工事費の2分の1を限度

新宿花いっぱい運動

商店街の街路灯などに区が設置した花かご（ハンギングバスケット）に地域の皆さんが水やりをし、協働で花いっぱいの美しいまちづくりを進めています（写真右）。

モデル地区では、通常は3年間の区による花苗交換を、指定する期間の間（5年間）は継続します。



拡充する緑化制度

緑化計画書制度

区では、250m²以上の敷地に建築行為等を行うとき、新宿区みどりの条例に定める規模の緑化を義務付けています。

モデル地区では、高木か生け垣を植栽した場合、緑化する長さと面積を1.3倍に割り増して算定することで、緑量のある緑化の推進を図ります。

接道部緑化助成制度

道路沿いに生け垣を造るとき、その工事費の一部を区が助成しています（写真右）。

モデル地区では、助成単価と上限額を引き上げ、高木の植栽にも助成します（下表）。さらに、通常は接道部緑化助成の対象とならない緑化計画書（敷地250m²以上）の基準以上の内容の緑化にも助成します。



接道部緑化助成額

区分	モデル地区	モデル地区以外
生け垣（高さ1.0m以上1.5m未満）	1mに付き20,000円	1mに付き12,000円
生け垣（高さ1.5m以上）	1mに付き23,000円	1mに付き15,000円
高木（高さ3.0m以上）	1本に付き25,000円	—
上限額	50万円	30万円

みどりの協定

道路沿いを緑化する区民グループや団体に、区が草花や土などの材料を支給し、地域の緑化を支援しています（写真右）。

モデル地区では、区民グループ等の人数要件を、通常の10名から5名に緩和するとともに、緑化材料の支給回数を増やし、支援をより充実します。

